【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年8月31日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	商品業務部 青木 章人 連絡場所 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-9023
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	りそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

単位型・追加型の別　　：追加型
指定格付機関による格付け　：格付けは取得しておりません。

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

アムンディ・グループについて

■ クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi（アムンディ）を設立しました。

■ アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ※1を超え、欧州第3位※2、世界ではトップ・テン※3に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。

■ 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※1 アムンディによる試算。（2009年9月末）
※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。（2009年7月版（数値は2008年12月末））
※3 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。（2008年9月版（数値は2008年6月））

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「**(11)振替機関に関する事項**」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得日の前日の基準価額※とします（当初元本：1口＝1円）。
取得日は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

①申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社（販売会社については、「**(12)その他 ④委託会社のお問い合わせ先**」にご照会ください。）において確認できた場合は、申込日が取得日となります。ただし、申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

②申込日の正午を過ぎて申込金を払い込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

基準価額は、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12)その他 ④委託会社のお問い合わせ先」をご参照ください。）または販売会社（お申込み窓口等）にお問い合わせください。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位です（自動けいぞく投資専用）。

(7)【申込期間】

平成22年9月1日から平成23年8月31日まで※

※申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については、「(12)その他 ④委託会社のお問い合わせ先」にご照会ください。）にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

申込代金（取得日の前日の基準価額に取得申込口数を乗じた金額）は販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が申込代金の支払いを確認できた時間により、受益権の取得日が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(8)申込取扱場所」と同一です。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は、下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

①申込みの方法等

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。販売会社は、ファンドの取得申込みに際し、書面で取引に関する確認を行う場合があります。

その際、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します（ファンドは、自動けいぞく投資専用のファンドです。）。

②日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④委託会社のお問い合わせ先

お問い合わせは
アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先　：お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先：ホームページアドレス：www.amundi.co.jp

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

②ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／国内／債券／ＭＭＦに属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「（2）ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型
追加型投信	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産（　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ＭＭＦ （マネー・マネージメント・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＭＦをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり	日経225	ブル・ベア型
一般				（　）		
大型株		**日本**				
中小型株	年２回					条件付運用型
		北米			TOPIX	
債券						
一般	年４回	欧州				ロング・ショート型/絶対収益追求型
公債						
社債		アジア			その他	
その他債券	年６回		ファンド・オブ・ファンズ	なし	（　）	
クレジット属性	（隔月）	オセアニア				
（　）						その他
		中南米				（　）
不動産投信	年12回					
	（毎月）	アフリカ				
その他資産						
（　）		中近東（中東）				
	日々					
資産複合		エマージング				
（　）						
資産配分固定型	その他					
資産配分変更型	（　）					

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

債券 一般	目論見書または投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるものをいい、公債、社債およびその他債券にあてはまらないものすべてのものをいいます。
日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※ 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

1) 内外の公社債に投資を行います。

内外の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

2）取得・換金のお申込みは、原則としていつでもできます。

取得・換金の際には、お申込み手数料はかかりません。

※取得日の前日の基準価額が１口当たり１円を下回っているときは、取得できません。

1.取得申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。

2.取得申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。

※ご換金について、取得日から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額[※1]が差し引かれます。

※1「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

3）収益分配金は、運用の実績に応じて変動します。

毎日決算を行い運用収益は全額分配します。収益分配金は運用の実績に応じて変動します。あらかじめ、一定の成果をお約束するものではありません。

4）収益分配金は、1ヵ月分をまとめて自動的に再投資します。

収益分配金は毎日計算し、原則として毎月の最終営業日に１ヵ月[※]分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、自動的に再投資します。

※前月の最終営業日（その翌日以降に取得された場合は取得日）から当月の最終営業日の前日までの期間

5）マル優制度をご利用になれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優）適格の投資信託です。

平成18年以降、マル優制度は障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改められました。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成4年6月30日	信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成14年10月15日	ファンドの名称を「あさひ東京ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）」から「りそなＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①委託会社及びファンドの関係法人

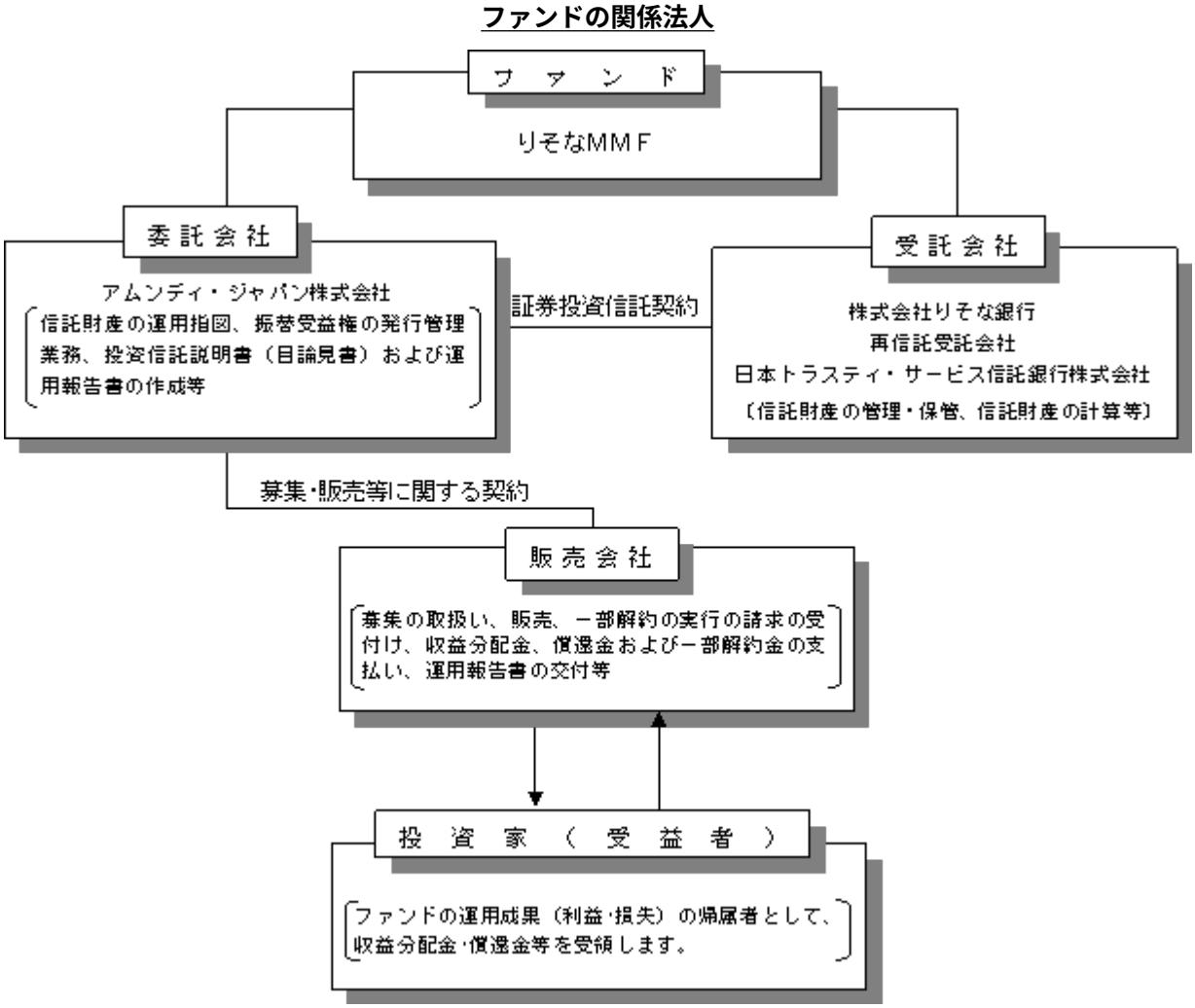

≪各契約の概要≫

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約（信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

②委託会社の概況

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主の状況	名　称	住　所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

アムンディ・グループについて

■ クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi（アムンディ）を設立しました。

■ アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ※1を超え、欧州第3位※2、世界ではトップ・テン※3に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。

■ 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※1 アムンディによる試算。（2009年9月末）
※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。（2009年7月版（数値は2008年12月末））
※3 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。（2008年9月版（数値は2008年6月））

2【投資方針】

(1)【投資方針】

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

(2)【投資対象】

①主な投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「住宅ローン債権信託受益権」といいます。）

なお、1.から4.までの証券および6.の証券のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

③有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨の選択権取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。

④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図ができます。

⑥信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図ができます。

(3)【運用体制】

①投資戦略の決定および運用の実行

CIOに承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

②運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

運用体制

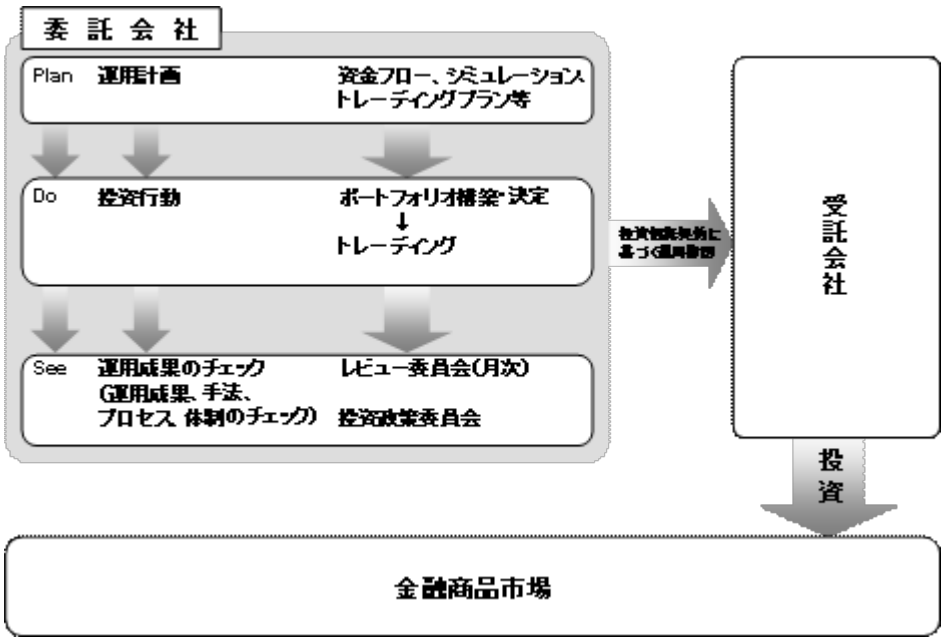

※ 委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・運用本部各運用部　（５名程度）

投資行動・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（５名程度）

運用成果のチェック・・レビュー委員会（７名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

・証券投資信託の運用に関する規則
・証券先物取引に関する社内基準
・服務規程（ファンド・マネージャー用）
・各種業務マニュアル
・リスク管理基本規程
・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4)【分配方針】

①収益分配方針

ファンドは毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

②収益の分配

信託財産から生ずる利益（以下の1)に掲げる収益等の合計額が以下の2)に掲げる経費等の合計額を超える場合の差額をいいます。）は、その全額を毎日、収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（以下の1)の合計額が2)の合計額に満たない場合の差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、その損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1)毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

2)毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

③収益分配金の再投資

1)受託者が、委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日（その翌日以降に追加設定を行った場合については追加設定日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金が、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。

2)販売会社は、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づき、各受益者毎に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資します。

なお、この場合における1口当たりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、当該基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、取得のお申込みは、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に帰属し、当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

① 信託約款に基づく投資制限

（イ）投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。）、外国または外国法人の発行する円貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する円貨建公社債については、金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

（ロ）株式への投資制限

株式および新株引受権証券への投資は行いません。

（ハ）外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ニ）先物取引等の運用指図

1）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

2.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことを指図できます。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの

（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことを指図できます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券の利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ホ）スワップ取引の運用指図

1）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。

2）スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。

4）スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。

5）委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

（ヘ）同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新

株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（ト）資金の借入れ

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 前記1)の資金借入額は次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1.一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内

2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3)前記2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

このほか、委託会社は社団法人投資信託協会規則「MMＦ等の運営に関する規則」（平成16年3月19日制定）に基づいた運用を行っております。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドは、公社債などの値動きのある有価証券（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金※と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属

します。

※ 預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 基準価額の主な変動要因

1)金利リスク

ファンドは主として債券に投資を行います。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体の信用力、債券の種類等に左右されます。

2)信用リスク

一般に公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が発生した場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落するため、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

3)流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする場合、需要（または供給）がないため、市場実勢を大幅に下回る（上回る）価格でしか取引ができなくなるリスクをいいます。一般に、市場規模や取引量の少ない有価証券を売買するにあたり、短時間での大量の売買により市場が大きなインパクトを受ける場合や市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなるおそれがあり、それらの影響により、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

4)為替リスク※

外貨建資産は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券等が現地通貨建てで値上がりした場合でも、投資先通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建て証券の円換算価格は下落することがあります。なお、ファンドにおいて、外貨建資産へ投資するにあたっては、為替ヘッジ等の活用により極力為替変動リスクを回避することに努めます。

※ただし、前記「MMF等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会 平成16年3月19日制定）の「投資制限」の規定において、「投資信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。」とされており、ファンドは、外貨建資産への投資を行っておりません。

投資信託と預貯金・投資家等保護制度との関係について

投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

② その他の留意点

1)ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が5億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2)解約の中止

金融商品市場（本書において、金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部が運用にかかる社内規程、関連法規の遵守を徹底しており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

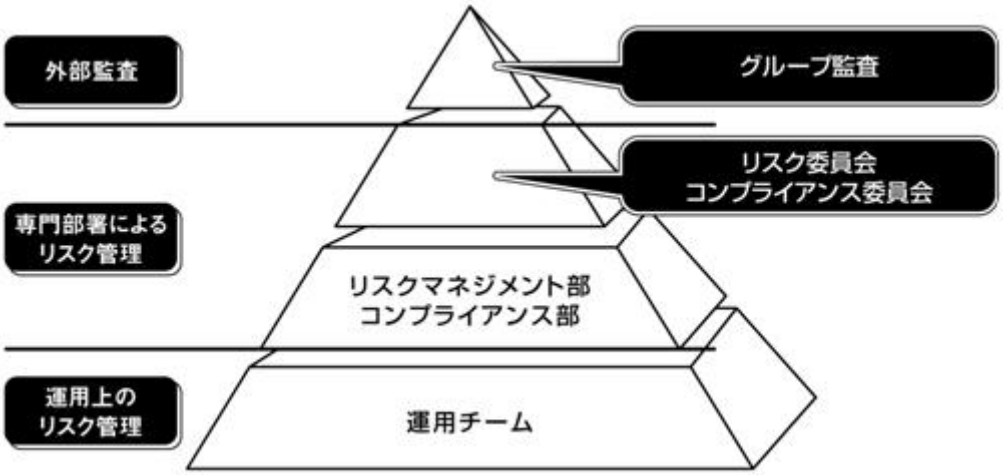

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金の際に、取得日[※1]から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額[※2]が差し引かれます。

※1「取得日」については、「６ 手続等の概要 (1)申込（販売）手続等」をご参照ください。

※2「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額

委託会社（販売会社に対する報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の101.359以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎日計上します。

各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの信託報酬率は、その週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.1114を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の35.557以下の場合には、年10,000分の35.557以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

※信託報酬率は、委託会社（後述の「６ 手続等の概要 (1)申込（販売）手続等」のお問い合わせ先をご参照ください。）にお問い合わせください。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については次の通りとします。

委託会社	販売会社（①）	受託会社（②）	
信託報酬率－(①＋②)	信託報酬率×24.557／35.557	次の1.あるいは2.の率のうち、いずれか低い率 1.年万分の2.5 2.信託報酬率の区分に応じて決定される以下の率。 （信託報酬率）	
		年0.15%超	信託報酬率×7.03／100
		年0.10%超 0.15%以下	信託報酬率×7.45／100
		年0.05%超 0.10%以下	信託報酬率×8.08／100
		年0.01%超 0.05%以下	信託報酬率×9.43／100
		年0.005%超 0.01%以下	信託報酬率×11.32／100
		年0.005%以下	信託報酬率×13.81／100

※販売会社に配分される額には、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

(4)【その他の手数料等】

① 信託事務等の諸費用

1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。

2)信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、毎日信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき、監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払われます。

② その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

(5)【課税上の取扱い】

受益者（法人を含みます。）に対する課税については、次のような取扱いになります。なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

① 収益分配金

ファンドの収益分配金は、一律20％（所得税15％、地方税５％）の源泉分離課税で、確定申告の必要はありません。なお、法人受益者の場合、源泉徴収された税金は、申告の際に税額控除の対象となります。また、一部解約時にお受取りの収益分配金に対する税金も税額控除の対象となります。

② 一部解約時および償還時

基準価額および償還価額の元本超過額に対して、一律20％（所得税15％、地方税5％）の源泉分離課税となります。

③ マル優制度について

ファンドはマル優の対象となっており、おひとり元金350万円（既にマル優をご利用の場合は、その金額を差し引いた額）まで非課税となります。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◇ 税法が改正された場合等には、上記「**(5) 課税上の取扱い**」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年6月30日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	13,495,739,616	66.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	6,781,974,244	33.45
合計（純資産総額）	―	20,277,713,860	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

平成22年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	額面(円)	帳簿価額		時価評価額		利率(%)	償還期限	投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	日本	国債証券	第６８回国庫短期証券	2,500,000,000	99.94	2,498,692,093	99.94	2,498,692,093	0	2010年11月22日	12.32
2	日本	国債証券	第９２回国庫短期証券	2,000,000,000	99.97	1,999,556,556	99.97	1,999,556,556	0	2010年9月10日	9.86
3	日本	国債証券	第７８回国庫短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,959,602	99.99	1,499,959,602	0	2010年7月9日	7.40
4	日本	国債証券	第８６回国庫短期証券	1,500,000,000	99.98	1,499,809,668	99.98	1,499,809,668	0	2010年8月10日	7.40
5	日本	国債証券	第４８回国庫短期証券	1,500,000,000	99.97	1,499,650,365	99.97	1,499,650,365	0	2010年8月20日	7.40
6	日本	国債証券	第１１６回国庫短期証券	1,500,000,000	99.97	1,499,633,520	99.97	1,499,633,520	0	2010年9月21日	7.40
7	日本	国債証券	第９９回国庫短期証券	1,500,000,000	99.96	1,499,485,730	99.96	1,499,485,730	0	2010年10月12日	7.39
8	日本	国債証券	第８１回国庫短期証券	1,500,000,000	99.93	1,498,952,082	99.93	1,498,952,082	0	2011年1月20日	7.39

※全8銘柄

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

※単価は額面100円当たりの価格です。

種類別投資比率

平成22年6月30日現在

地域	種類	投資比率（%）
日本	国債証券	66.55

合計	66.55

＊投資比率はファンドの純資産総額に対する評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成22年6月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末、および下記各特定期間末におけるファンドの純資産総額、および基準価額（1万口当たりの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17特定期間末(平成12年11月29日)	240,750	240,751	10,000	10,000
第18特定期間末(平成13年5月30日)	254,925	254,926	10,000	10,000
第19特定期間末(平成13年11月30日)	210,263	210,264	10,000	10,000
第20特定期間末(平成14年5月31日)	72,542	72,542	10,000	10,000
第21特定期間末(平成14年11月30日)	60,263	60,263	10,000	10,000
第22特定期間末(平成15年5月31日)	47,062	47,062	10,000	10,000
第23特定期間末(平成15年11月30日)	38,453	38,453	10,000	10,000
第24特定期間末(平成16年5月31日)	31,627	31,627	10,000	10,000
第25特定期間末(平成16年11月30日)	28,509	28,509	10,000	10,000
第26特定期間末(平成17年5月31日)	25,880	25,880	10,000	10,000
第27特定期間末(平成17年11月30日)	24,340	24,340	10,000	10,000
第28特定期間末(平成18年5月31日)	20,940	20,940	10,000	10,000
第29特定期間末(平成18年11月30日)	21,685	21,686	10,000	10,000
第30特定期間末(平成19年5月31日)	24,950	24,950	10,000	10,000
第31特定期間末(平成19年11月30日)	24,095	24,095	10,000	10,000
第32特定期間末(平成20年5月31日)	22,673	22,673	10,000	10,000
第33特定期間末(平成20年11月30日)	26,446	26,446	10,000	10,000
第34特定期間末(平成21年5月31日)	25,775	25,775	10,000	10,000
第35特定期間末(平成21年11月30日)	20,735	20,735	10,000	10,000
第36特定期間末(平成22年5月31日)	20,406	20,406	10,000	10,000
平成21年6月末日	25,316	－	10,000	－
7月末日	23,859	－	10,000	－
8月末日	22,861	－	10,000	－
9月末日	22,243	－	10,000	－
10月末日	20,752	－	10,000	－
11月末日	20,735	－	10,000	－
12月末日	20,335	－	10,000	－
平成22年1月末日	20,411	－	10,000	－
2月末日	20,477	－	10,000	－
3月末日	21,133	－	10,000	－
4月末日	20,653	－	10,000	－
5月末日	20,406	－	10,000	－

6月末日	20,277	－	10,000	－

②【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第17特定期間(平成12年5月31日～平成12年11月29日)	10.91
第18特定期間(平成12年11月30日～平成13年5月30日)	11.93
第19特定期間(平成13年5月31日～平成13年11月30日)	6.04
第20特定期間(平成13年12月1日～平成14年5月31日)	6.16
第21特定期間(平成14年6月1日～平成14年11月30日)	1.56
第22特定期間(平成14年12月1日～平成15年5月31日)	1.22
第23特定期間(平成15年6月1日～平成15年11月30日)	0.46
第24特定期間(平成15年12月1日～平成16年5月31日)	0.37
第25特定期間(平成16年6月1日～平成16年11月30日)	0.36
第26特定期間(平成16年12月1日～平成17年5月31日)	0.41
第27特定期間(平成17年6月1日～平成17年11月30日)	0.66
第28特定期間(平成17年12月1日～平成18年5月31日)	1.73
第29特定期間(平成18年6月1日～平成18年11月30日)	11.97
第30特定期間(平成18年12月1日～平成19年5月31日)	19.79
第31特定期間(平成19年6月1日～平成19年11月30日)	24.65
第32特定期間(平成19年12月1日～平成20年5月31日)	23.27
第33特定期間(平成20年6月1日～平成20年11月30日)	24.14
第34特定期間(平成20年12月1日～平成21年5月29日)	10.76
第35特定期間(平成21年6月1日～平成21年11月30日)	5.38
第36特定期間(平成21年12月1日～平成22年5月31日)	4.34

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（%）
第17特定期間(平成12年 5月31日～平成12年11月29日)	0.11
第18特定期間(平成12年11月30日～平成13年 5月30日)	0.12
第19特定期間(平成13年 5月31日～平成13年11月30日)	0.06
第20特定期間(平成13年12月 1日～平成14年 5月31日)	0.06
第21特定期間(平成14年 6月 1日～平成14年11月30日)	0.02
第22特定期間(平成14年12月 1日～平成15年 5月31日)	0.01
第23特定期間(平成15年 6月 1日～平成15年11月30日)	0.00
第24特定期間(平成15年12月 1日～平成16年 5月31日)	0.00
第25特定期間(平成16年 6月 1日～平成16年11月30日)	0.00
第26特定期間(平成16年12月 1日～平成17年 5月31日)	0.00
第27特定期間(平成17年 6月 1日～平成17年11月30日)	0.01
第28特定期間(平成17年12月 1日～平成18年 5月31日)	0.02
第29特定期間(平成18年 6月 1日～平成18年11月30日)	0.12
第30特定期間(平成18年12月 1日～平成19年 5月31日)	0.20
第31特定期間(平成19年 6月 1日～平成19年11月30日)	0.25
第32特定期間(平成19年12月 1日～平成20年 5月31日)	0.23
第33特定期間(平成20年 6月 1日～平成20年11月30日)	0.24
第34特定期間(平成20年12月 1日～平成21年 5月31日)	0.11
第35特定期間(平成21年 6月 1日～平成21年11月30日)	0.05
第36特定期間(平成21年12月 1日～平成22年 5月31日)	0.04

(注)収益率の算出方法：特定期間末の基準価額（当該特定期間における1万口当たり分配金の合計額を含む。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

(4)【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第17特定期間(平成12年 5月31日～平成12年11月29日)	251,491,027,041	293,257,700,783
第18特定期間(平成12年11月30日～平成13年 5月30日)	203,502,585,035	189,327,543,235
第19特定期間(平成13年 5月31日～平成13年11月30日)	97,975,254,706	142,636,889,385
第20特定期間(平成13年12月 1日～平成14年 5月31日)	21,149,360,233	158,870,796,812
第21特定期間(平成14年 6月 1日～平成14年11月30日)	10,185,139,214	22,463,851,898
第22特定期間(平成14年12月 1日～平成15年 5月31日)	8,755,093,761	21,955,871,373
第23特定期間(平成15年 6月 1日～平成15年11月30日)	3,895,017,111	12,504,689,718
第24特定期間(平成15年12月 1日～平成16年 5月31日)	3,567,942,953	10,393,758,580
第25特定期間(平成16年 6月 1日～平成16年11月30日)	4,533,172,494	7,651,308,469
第26特定期間(平成16年12月 1日～平成17年 5月31日)	2,803,507,398	5,431,915,568
第27特定期間(平成17年 6月 1日～平成17年11月30日)	4,445,012,696	5,985,518,045
第28特定期間(平成17年12月 1日～平成18年 5月31日)	3,467,540,267	6,867,398,705
第29特定期間(平成18年 6月 1日～平成18年11月30日)	6,115,873,222	5,370,241,145
第30特定期間(平成18年12月 1日～平成19年 5月31日)	9,435,137,827	6,170,839,861
第31特定期間(平成19年 6月 1日～平成19年11月30日)	8,510,700,025	9,365,650,194
第32特定期間(平成19年12月 1日～平成20年 5月31日)	5,405,450,402	6,827,542,634
第33特定期間(平成20年 6月 1日～平成20年11月30日)	12,336,795,985	8,563,690,836
第34特定期間(平成20年12月 1日～平成21年 5月31日)	6,555,937,752	7,226,790,164
第35特定期間(平成21年 6月 1日～平成21年11月30日)	2,388,954,657	7,428,513,378
第36特定期間(平成21年12月 1日～平成22年 5月31日)	4,024,790,728	4,354,470,624

運用実績

純資産の推移、分配の推移

2010年6月30日現在

■ 7日間平均年換算利回りと純資産総額の推移 ■

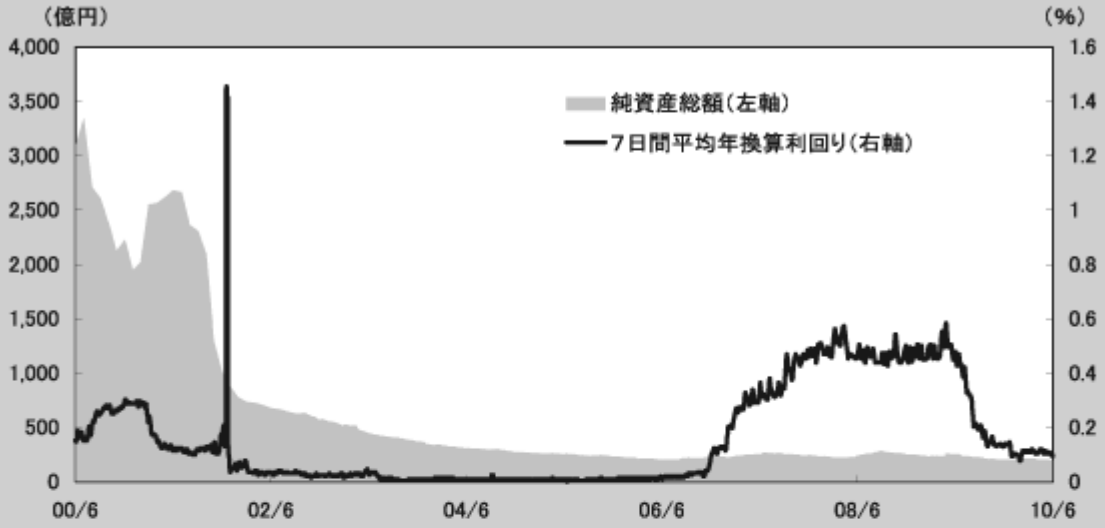

※7日間平均年換算利回りは税引前。

主要な資産の状況

■ 資産配分 ■

公社債	組入比率（%）
国債、政府保証債、地方債	66.6
公社債合計	66.6
短期金融資産	
その他資産	8.8
国債等の現先取引および国債等を担保とする有担保コール・ローン	24.7
短期金融資産合計	33.4
合計	100.0

■ 組入上位10銘柄 ■

銘柄	券面総額（千円）	評価額（千円）
第48回国庫短期証券	1,500,000	1,499,650
第68回国庫短期証券	2,500,000	2,498,692
第78回国庫短期証券	1,500,000	1,499,959
第81回国庫短期証券	1,500,000	1,498,952
第86回国庫短期証券	1,500,000	1,499,809
第92回国庫短期証券	2,000,000	1,999,556
第99回国庫短期証券	1,500,000	1,499,485
第116回国庫短期証券	1,500,000	1,499,633

全８銘柄

■ 組入資産の種類別残高 ■

区分	額面金額（百万円）	評価額（百万円）	純資産比（%）
国債証券	13,500	13,495	66.6
地方債証券	0	0	0
特殊債証券（除く金融債券）	0	0	0
金融債券	0	0	0
普通社債券	0	0	0
新株予約権付社債券（転換社債）	0	0	0
ＣＰ	0	0	0
ＣＤ	0	0	0
現先	5,000	4,999	24.7
その他資産	－	1,783	8.8
合計	－	20,277	100

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、別途月次運用レポートの開示をしており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

1)ファンドを取得される際には、販売会社（販売会社については、以下のお問い合わせ先にご照会ください。）に取引口座を開設のうえ、お申込みください。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。

2) 1口当たりの取得価額は、「取得日」の前日の基準価額とします。なお、「取得日」は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

1.申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。

ただし、申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

2.申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。

ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

3)ファンドのお申込単位は1円以上1円単位とします。

4)なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用することができます。マル優制度を利用する場合は、販売会社にお問い合わせください。

お問い合わせは
アムンディ・ジャパン株式会社 まで
お電話によるお問い合わせ先　：お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
インターネットでのお問い合わせ先：ホームページアドレス：www.amundi.co.jp

２【換金（解約）手続等】

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社（販売会社については、上記「１　申込（販売）手続等」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

1) 解約請求によりいつでも換金することができます。

2) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

3) 販売会社が、「取得日」から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、一部解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額※を解約請求にかかる受益者の負担とし、原則として解約請求受付日の翌営業日に、一部解約金の中からこれを控除し、信託財産に留保します。この場合において収益分配金の再投資により取得した受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の発行された日に発行されたものとみなします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものと

します。

5) 解約代金（一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。）は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払うものとします。

6) 販売会社によっては、一部解約の実行の請求を受付けた日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、別に定める契約に基づく諸手続きの上、キャッシング（即日引出）が利用できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

7) 解約のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において、金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前11時）までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

8) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

9) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記2)の規定に準じて計算された価額とします。

ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。）

2) 基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社または販売会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「第２ 手続等 １ 申込（販売）手続等」をご参照ください。

3) 組入資産の評価方法について（「ＭＭＦ等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会平成

16年3月19日制定））

ａ．組入れ債券等の評価

(1) 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄ごとに委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

①日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）

②金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金商法第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。）また登録金融機関等が提示する価額（売気配相場を除く。）

③価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、投資信託協会規則の他の規定に基づき評価するものとする。

ｂ．償却原価法による評価

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

①残存期間が1年以内の債券で、Ａ-２またはＰ-２格相当以上の短期格付もしくはＡ３またはＡ-格相当以上の長期格付を取得している債券

②満期保有目的債券

(2) (1)に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日または償還日の前年応答日（応答日が休日に当る場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した価額により評価する方法とする。なお、加算または減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3) 償却原価法により評価している債券に指定された債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、または償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託業者は監査法人または公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

4)外貨建資産の円換算および予約為替の評価

1.信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

2.予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

5)追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、追加信託は、原則として追加信託を行う日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行うことができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 1)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5)【その他】

1) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1.委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2.委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。

5.委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

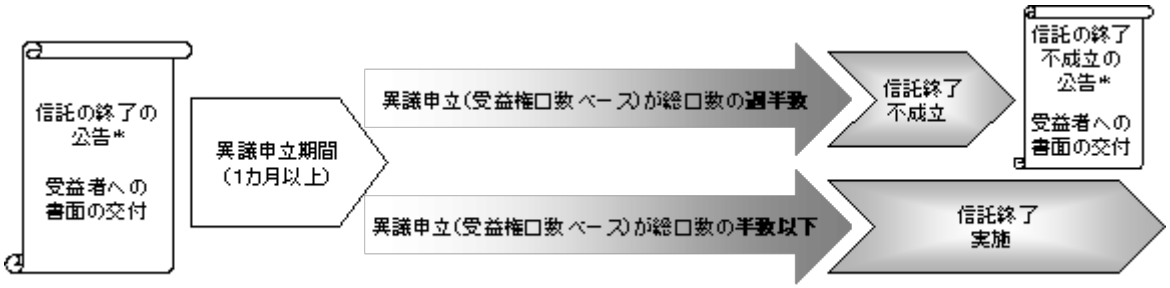

* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

6.前記3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

7.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

8.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記2）信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9.受託会社がその任務を辞任および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2.委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。

3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。

5.委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.～5.までの規定にしたがいます。

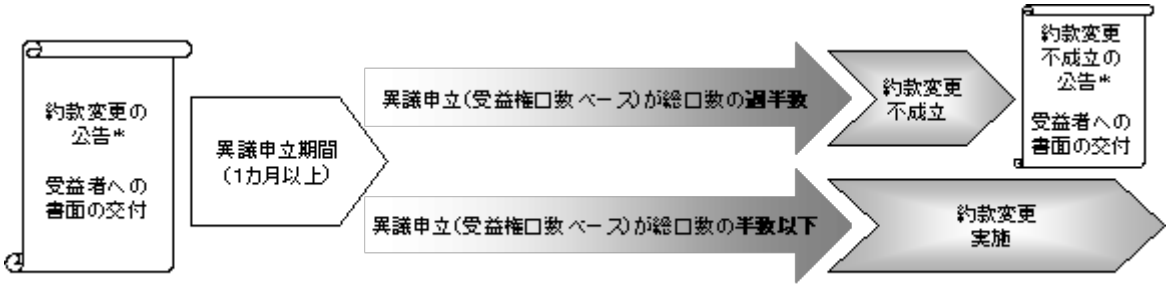

* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

3) 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「1)信託の終了」または「2)信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「2)信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 運用経過の報告

委託会社は1年に2回（5月、11月）運用報告書を作成します。運用報告書は、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

7) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

8) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

9) 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された投資信託受益権の募集・販売の取扱いに関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

10) 開示

ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の特定期間経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（http://info.edinet-fsa.go.jp/）にて閲覧することができます。

4【受益者の権利等】

①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

②受託会社は、収益分配金については、原則として委託会社が販売会社に交付する日に、一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、販売会社が受益者に支払いを行う日に、また、償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、支払開始日前に、委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託会社は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

③収益分配金に対する請求権

1)受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2)収益分配金は、別に定める契約の規定に基づき、毎月1回、1ヵ月分をまとめて毎月最終営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資されます。

3)販売会社と別に定める契約を締結した受益者が、信託の一部解約を請求する場合において、その受益権に帰属する収益分配金があるときは、解約請求受付日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

④償還金に対する請求権

1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 償還金および償還の対象となる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

⑤換金に関する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第２ 手続等 ２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

⑥収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成21年6月1日から平成21年11月30日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期（平成21年12月1日から平成22年5月31日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成21年6月1日から平成21年11月30日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成21年12月1日から平成22年5月31日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成21年6月1日から平成21年11月30日まで）及び当期（平成21年12月1日から平成22年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(4) ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しております。

1 【財務諸表】

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成21年11月30日現在)	当期 (平成22年５月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,745,038,401	1,916,230,642
国債証券	13,992,514,431	13,494,670,356
現先取引勘定	4,998,450,000	4,995,400,000
未収利息	22,250	18,364
流動資産合計	20,736,025,082	20,406,319,362
資産合計	20,736,025,082	20,406,319,362
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	62,207	40,812
未払受託者報酬	2,727	2,684
未払委託者報酬	25,678	25,269
その他未払費用	298	293
流動負債合計	90,910	69,058
負債合計	90,910	69,058
純資産の部		
元本等		
元本	20,735,922,910	20,406,243,014
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,262	7,290
元本等合計	20,735,934,172	20,406,250,304
純資産合計	20,735,934,172	20,406,250,304
負債純資産合計	20,736,025,082	20,406,319,362

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成21年６月１日 至 平成21年11月30日	当期 自 平成21年12月１日 至 平成22年５月31日
営業収益		
受取利息	3,241,781	2,999,972
有価証券売買等損益	16,068,232	11,138,425
その他収益	56,450	46,089
営業収益合計	19,366,463	14,184,486
営業費用		
受託者報酬	616,289	495,318
委託者報酬	6,230,638	4,664,199
その他費用	60,835	54,095
営業費用合計	6,907,762	5,213,612
営業利益	12,458,701	8,970,874
経常利益	12,458,701	8,970,874
当期純利益	12,458,701	8,970,874
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	―	―
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,367	11,262
剰余金増加額又は欠損金減少額	―	―
剰余金減少額又は欠損金増加額	―	―
分配金	12,453,806	8,974,846
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,262	7,290

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	前期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	当期 自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの特定期間は平成21年6月1日から平成21年11月30日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成21年12月1日から平成22年5月31日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 （平成21年11月30日現在）	当期 （平成22年5月31日現在）
1.特定期間の末日における受益権の総数 20,735,922,910口	1.特定期間の末日における受益権の総数 20,406,243,014口
2.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 （10,000口当たり純資産額 10,000円）	2.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 （10,000口当たり純資産額 10,000円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	当期 自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日
分配金の計算過程 当該期末における分配対象金額 12,465,068円のうち、12,453,806円（1万口当たり5.38円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 当該期末における分配対象金額 8,982,136円のうち、8,974,846円（1万口当たり4.34円）を分配金額としております。

項目		
配当等収益額	A	3,241,781円
有価証券売買等損益	B	16,068,232円
その他収益	C	56,450円

項目		
配当等収益額	A	2,999,972円
有価証券売買等損益	B	11,138,425円
その他収益	C	46,089円

期首剰余金	D	6,367円
控除費用	E	6,907,762円
当ファンドの分配対象収益額	F=A＋B＋C＋D－E	12,465,068円
1万口当たり分配金額	G	5.38円
収益分配金金額	H	12,453,806円

期首剰余金	D	11,262円
控除費用	E	5,213,612円
当ファンドの分配対象収益額	F=A＋B＋C＋D－E	8,982,136円
1万口当たり分配金額	G	4.34円
収益分配金金額	H	8,974,846円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	前期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	当期 自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日
1.金融商品に対する取組方針	―	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	―	(1) 金融商品の内容 ①有価証券 （その他の注記）2.有価証券関係に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 (2) 金融商品に係るリスク ①有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。 ・価格変動リスク ・信用リスク ・流動性リスク

3.金融商品に関するリスク管理体制	―	委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っています。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立した運用審査部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。 ②信用リスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	―	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	前期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	当期 自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	―	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法	―	**①有価証券** **重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。** **②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務** **これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。**

（関連当事者との取引に関する注記）

前期（自　平成21年　6月　1日　至　平成21年11月30日）

該当事項はありません。

当期（自　平成21年12月　1日　至　平成22年　5月31日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

前期（自　平成21年　6月　1日　至　平成21年11月30日）

該当事項はありません。

当期（自　平成21年12月　1日　至　平成22年　5月31日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

前期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日		当期 自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日	
期首元本額	25,775,481,631円	期首元本額	20,735,922,910円
期中追加設定元本額	2,388,954,657円	期中追加設定元本額	4,024,790,728円
期中一部解約元本額	7,428,513,378円	期中一部解約元本額	4,354,470,624円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	
種　類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	13,992,514,431	67,170
合　計	13,992,514,431	67,170

	当期 自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日
種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	50,654
合　計	50,654

3.デリバティブ取引関係

前期（自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成22年5月31日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第３３回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,831,430	
	第４８回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,440,815	
	第６８回国庫短期証券	2,500,000,000	2,498,419,783	
	第７８回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,808,822	
	第８１回国庫短期証券	1,500,000,000	1,498,797,252	
	第８６回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,666,928	
	第９２回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,369,296	
	第９９回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,336,030	
小 計	銘柄数：8	13,500,000,000	13,494,670,356	
	組入時価比率：66.1%		100%	
合 計			13,494,670,356	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年6月30日現在

Ⅰ 資産総額	20,277,782,483 円
Ⅱ 負債総額	68,623 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	20,277,713,860 円
Ⅳ 発行済口数	20,277,697,441 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	1.0000 円 （10,000） 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１ 受益者に対する特典

該当事項はありません。

２ 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

３ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

６ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

７ 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

本書提出日現在

資本金の額　　：12億円

発行株式総数　　：9,000,000株

発行済株式総数　　：2,400,000株

過去５年間における資本の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

① 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

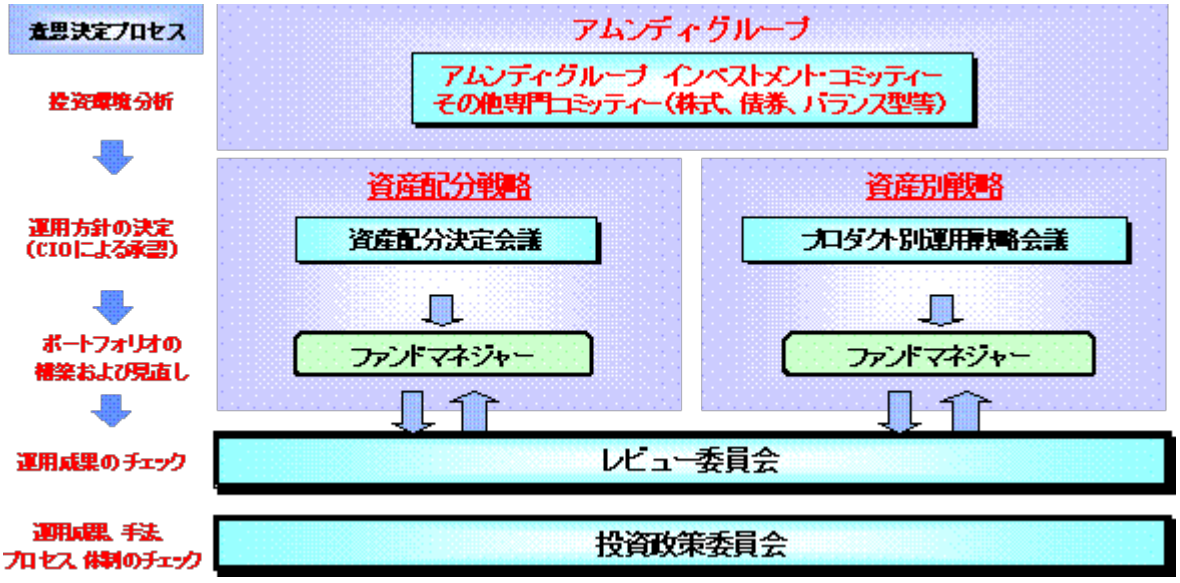

・アムンディグループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。

・アムンディグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。

・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。

・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用

プロダクトの質について検証します。

・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

② 営業の概況

平成22年6月末日現在、委託会社の運用する公募投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

＜ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社＞

種　　類	本　数	純 資 産 （百 万 円）
単位型株式投資信託	4	3,742
単位型公社債投資信託	3	4,074
追加型株式投資信託	29	237,598
追加型公社債投資信託	1	20,278
合　　計	37	265,691

参考情報

＜クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社＞

種　　類	本　数	純 資 産 （百 万 円）
単位型株式投資信託	108	371,731
追加型株式投資信託	21	316,794
合　　計	129	688,525

３【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。また、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

(2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について監査法人トーマツの監査を受けており、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

(1)【貸借対照表】

期別		第28期（平成21年3月31日現在）			第29期（平成22年3月31日現在）		
科目		金額		構成比	金額		構成比
（資産の部）		千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 流動資産							
1 現金・預金			3,156,430			3,573,505	
2 有価証券			304,050			1,304,815	
3 関係会社短期貸付金	*1		-			850,000	
4 前払費用			73,159			46,715	
5 未収還付法人税等			220,066			-	
6 未収入金			21,409			-	
7 未収委託者報酬	*1		361,039			806,446	
8 未収運用受託報酬	*1		520,720			739,788	
9 未収投資助言報酬	*1		32,635			50,560	
10 繰延税金資産			48,000			-	
11 立替金			18,097			37,211	
12 差入保証金			-			219,207	
13 その他	*1		5,088			8,268	
14 貸倒引当金			△4			-	
流動資産計			4,760,688	69.2		7,636,513	93.3
Ⅱ 固定資産							
1 有形固定資産							
(1)建物	*2	97,726			2,185		
(2)器具備品	*2	132,384			52,785		
有形固定資産計			230,109	3.3		54,969	0.7
2 無形固定資産							
(1)ソフトウェア		13,317			11,690		
(2)電話加入権		2,219			2,219		
無形固定資産計			15,536	0.2		13,909	0.2
3 投資その他の資産							
(1)投資有価証券		618,262			312,532		
(2)関係会社株式		168,117			162,693		
(3)関係会社長期貸付金	*1	850,000			-		
(4)長期未収入金		9,000			8,000		
(5)長期差入保証金		230,137			4,930		
(6)ゴルフ会員権		5,440			60		
(7)繰延税金資産		1,000			-		
(8)貸倒引当金		△12,640			△8,000		
投資その他の資産計			1,869,316	27.2		480,216	5.9
固定資産計			2,114,962	30.8		549,094	6.7
資産合計			6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

期　別		第28期（平成21年3月31日現在）			第29期（平成22年3月31日現在）		
科　目		金　額		構成比	金　額		構成比
（負債の部）		千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 流動負債							
1 リース債務			11,731			6,242	
2 預り金	*1		180,159			128,289	
3 未払金							
(1)未払償還金		14,564			14,564		
(2)未払手数料	*1	219,436			445,389		
(3)その他未払金	*1	23,057	257,057		359,883	819,836	
4 未払費用	*1		161,982			190,445	
5 未払法人税等			-			224,022	
6 未払消費税等			9,336			42,047	
7 前受収益			167			167	
8 賞与引当金			87,177			65,000	
9 役員賞与引当金			15,578			18,000	
10 統合関連費用引当金			-			368,000	
11 その他			7,387			7,568	
流動負債計			730,574	10.6		1,869,617	22.8
Ⅱ 固定負債							
1 リース債務			9,733			3,532	
2 賞与引当金			3,293			-	
3 役員賞与引当金			3,417			-	
固定負債計			16,444	0.2		3,532	0.0
負債合計			747,018	10.9		1,873,149	22.9
（純資産の部）							
Ⅰ 株主資本							
1 資本金			1,200,000	17.5		1,200,000	14.7
2 資本剰余金							
（1）資本準備金		1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計			1,076,268	15.7		1,076,268	13.1
3 利益剰余金							
（1）利益準備金		110,093			110,093		
（2）その他利益剰余金							
別途積立金		1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金		2,143,031			2,327,410		
利益剰余金計			3,853,124	56.0		4,037,503	49.3
株主資本計			6,129,392	89.1		6,313,771	77.1
Ⅱ 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金			△761	△0.0		△1,313	△0.0
評価・換算差額等計			△761	△0.0		△1,313	△0.0
純資産合計			6,128,631	89.1		6,312,459	77.1
負債・純資産合計			6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

(2)【損益計算書】

期　別	第28期 （自　平成20年4月 1日 至　平成21年3月31日）			第29期 （自　平成21年4月 1日 至　平成22年3月31日）		
科　目	金　額		百分比	金　額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ　営業収益						
1　委託者報酬	2,690,051			2,824,507		
2　運用受託報酬	2,180,523			2,081,219		
3　投資助言報酬	235,867	5,106,441	100.0	116,617	5,022,343	100.0
Ⅱ　営業費用						
1　支払手数料	1,343,455			1,435,977		
2　広告宣伝費	37,759			12,553		
3　公告費	5,544			3,942		
4　調査費						
(1)調査費	376,693			399,056		
(2)委託調査費	174,969			116,736		
5　営業雑経費						
(1)通信費	10,684			8,381		
(2)印刷費	104,833			75,346		
(3)協会費	8,675	2,062,613	40.4	8,142	2,060,134	41.0
Ⅲ　一般管理費						
1　給料						
(1)役員報酬	131,505			109,283		
(2)給料・手当	1,598,540			1,542,436		
(3)賞与	210,561			159,280		
(4)役員賞与	1,100			6,216		
2　交際費	5,715			4,724		
3　旅費交通費	56,113			27,346		
4　租税公課	27,672			39,820		
5　不動産賃借料	219,017			241,861		
6　賞与引当金繰入	82,633			65,000		
7　役員賞与引当金繰入	12,161			14,764		
8　退職給付費用	45,921			71,285		
9　固定資産減価償却費	37,872			35,169		
10　福利厚生費	236,020			233,485		
11　諸経費	160,828	2,825,660	55.3	113,206	2,663,874	53.0
営業利益		218,168	4.3		298,335	5.9
Ⅳ　営業外収益						
1　受取配当金　*1	30			1,001,109		
2　有価証券利息	19,324			14,705		
3　受取利息　*1	14,801			18,095		
4　ゴルフ会員権売却益	107			-		
5　有価証券売却益	-			374		
6　投資信託監査報酬差益	28,560			292		

7 法人税等還付加算金	-			6,464		
8 雑収入	2,378	65,199	1.3	6,277	1,047,316	20.9
V 営業外費用						
1 支払利息	53			43		
2 為替差損	36,422			7,892		
3 有価証券売却損	4,839			5,730		
4 ゴルフ会員権売却損	271			-		
5 雑損失	52	41,637	0.8	698	14,362	0.3
経常利益		241,731	4.7		1,331,288	26.5
VI 特別利益						
1 集団訴訟和解金 *2	4,592			6,809		
2 逸失利益補償損失引当金戻入益	17,932			-		
3 過年度償却債権取立益	5,169			-		
4 投資有価証券売却益	-			2,794		
5 分配金償還金時効益	7,729	35,422	0.7	-	9,603	0.2
VII 特別損失						
1 器具備品除却損	26			-		
2 関係会社株式評価損 *3	-			5,424		
3 減損損失 *4	-			155,202		
4 統合関連費用引当金繰入	-	26	0.0	368,000	528,626	10.5
税引前当期純利益		277,127	5.4		812,266	16.2
法人税、住民税及び事業税 *1	20,953			574,992		
法人税、住民税及び事業税還付税額	52,965			-		
法人税、住民税及び事業税追徴税額	2,314			-		
過年度法人税等	-			4,417		
法人税等調整額	88,885	59,187	1.2	48,478	627,887	12.5
当期純利益		217,940	4.3		184,379	3.7

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）　　（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額　当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	△2,747
	当期末残高	△761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）　　（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	2,143,031
	当期変動額　当期純利益	184,379
	当期末残高	2,327,410
利益剰余金合計	前期末残高	3,853,124
	当期変動額	184,379
	当期末残高	4,037,503
株主資本合計	前期末残高	6,129,392
	当期変動額	184,379
	当期末残高	6,313,771
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△761
	当期変動額（純額）	△552
	当期末残高	△1,313
純資産合計	前期末残高	6,128,631
	当期変動額	183,827
	当期末残高	6,312,459

重要な会計方針

	第28期 （自　平成20年 4 月 1 日 至　平成21年 3 月31 日）	第29期 （自　平成21年 4 月 1 日 至　平成22年 3 月31 日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同　　左 その他有価証券 時価のあるもの 同　左 時価のないもの 同　　左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　15年～24年 器具備品　4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 ――	同　　左 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 ―― (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 ―― (4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 ――	(1) 消費税等 同　　左 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、ＳＧＡＭノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

第28期 （自　平成20年 4 月 1 日 至　平成21年 3 月31 日）	第29期 （自　平成21年 4 月 1 日 至　平成22年 3 月31 日）

当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	―――

次へ

注記事項

（貸借対照表関係）

第28期 （平成21年3月31日現在）	第29期 （平成22年3月31日現在）
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収委託者報酬 45,346千円 未収運用受託報酬 33,616千円 未収投資助言報酬 11,812千円 その他 3,636千円 関係会社長期貸付金 850,000千円 預り金 898千円 未払手数料 7,579千円 その他未払金 5,254千円 未払費用 11,248千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収運用受託報酬 11,412千円 未収投資助言報酬 949千円 その他 3,636千円 関係会社短期貸付金 850,000千円 預り金 898千円 未払手数料 16,782千円 未払費用 10,849千円 その他未払金 352,967千円 その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 66,636千円 器具備品 57,790千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 75,375千円 器具備品 71,847千円
3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	―――

（損益計算書関係）

第28期 （自　平成20年 4 月 1 日 至　平成21年 3 月31 日）	第29期 （自　平成21年 4 月 1 日 至　平成22年 3 月31 日）
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 受取利息 14,758千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 受取利息 14,758千円 受取配当金 1,001,079千円 法人税、住民税及び事業税 360,805千円 法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。
*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのＳＧＹ外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。	*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。
	*3 特別損失に含まれる関係会社株式評価損

――――――	関係会社株式評価損は、当社の100％子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。
――――――	*4 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 場所：本社 用途：処分予定資産 種類：器具備品（絵画）、建　物 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 器具備品（絵画）は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品（絵画）については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。 建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 （減損損失の金額） 建物　86,802千円 器具備品（絵画）　68,399千円 合計　155,202千円

（株主資本等変動計算書関係）

第28期 （自 平成20年4月1日　至 平成21年3月31日）
1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

第29期
（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項
基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。
① 配当金の総額 480百万円
② 1株当たり配当額 200円
③ 基準日 平成22年3月31日
④ 効力発生日 平成22年7月1日
なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（リース取引関係）

第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）	第29期 （自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日）
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同 左 (2) リース資産の減価償却方法 同 左

（金融商品に関する注記）

第29期
（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。

未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

また当社は親会社であるＳＧＡＭノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金・預金	3,573,505	3,573,505	-
（2）関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-
（3）未収委託者報酬	806,446	806,446	-
（4）未収運用受託報酬	739,788	739,788	-
（5）有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-
（6）未払手数料	(445,389)	(445,389)	-

(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）関係会社短期貸付金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、並びに（6）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

（注2）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	貸借対照表額（千円）
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）　金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの（国債）	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

第28期
（自 平成20年4月1日　至 平成21年3月31日）

1．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	611,835	614,400	2,565
	（3）その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	305,730	304,050	△1,680
	（3）その他	6,000	3,832	△2,168
	小計	311,730	307,882	△3,848
合計		923,565	922,282	△1,283

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
国　債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

3．時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（千円）
(1)子会社株式 子会社株式 (2)その他有価証券 非上場株式	 168,117 30

4．その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超１０年以内(千円)	１０年超（千円）
１．債券				
（１）国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
（２）社債	-	-	-	-
（３）その他	-	-	-	-
２．その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

第29期
（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．子会社株式
子会社株式（貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	305,685	308,040	2,355
	（3）その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	306,150	303,990	△2,160
	（3）その他（注）	1,006,825	1,005,318	△1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	△3,668
合計		1,618,660	1,617,348	△1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株　式	404	374	-
国　債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行なっております。

（デリバティブ取引関係）

第28期 （自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第29期 （自　平成21年4月1日　至　平成22年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

次へ

（関連当事者情報）

第28期（自平成20年4月1日　至平成21年3月31日）

１．関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万ユーロ	投資顧問業	(被所有)間接100%	事業の統括及び管理役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資助言報酬	9,131
親会社	SGAMノースパシフィック株式会社	東京都 中央区	3,150百万円	有価証券の保有	（被所有）直接100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）
１．ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
*2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
３．上記金額には消費税等は含まれておりません。

（２）当社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント	フランス パリ市	82,035千ユーロ	投資顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,415	未払手数料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問料 *1	53,448	未払投資顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-
同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグ	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市	1,179百万ユーロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用受託報酬	344
同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市	5,000千ユーロ	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用受託報酬	7,315

（注）
１．ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
２． 取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
*2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
３．上記金額には消費税等は含まれておりません。

２．親会社に関する注記
親会社情報
ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）
ＳＧＡＭノースパシフィック株式会社（非上場）

第29期（自平成21年4月1日　至平成22年3月31日）

１．関連当事者との取引
（１）当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	SGAMノースパシフィック株式会社	東京都中央区	3,150百万円	有価証券の保有	（被所有）直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社短期貸付金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の支払	360,805	その他未払金	352,967

（注）
1．親会社の異動
前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりましたＳＧＡＭノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス アーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス アーが当社の親会社となりました。
また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、前事業年度において「１．当社の親会社及び法人主要株主等」で開示をしていたソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引は、当事業年度においては「2．当社と同一の親会社を持つ会社」のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引において注記開示しております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
3．上記金額には消費税等は含まれておりません。

（２）当社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	ソシエテジェネラル ジェスチョン エス アー	フランス パリ市	567,034 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用受託報酬	23,615
							運用助言	投資助言報酬 *1	54,503	未収投資助言報酬	40,873
							運用再委託	委託者報酬 *1	198,158	未収委託者報酬	136,620
親会社の子会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ エス アー	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用受託報酬	2,190

（注）
1．ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス アーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引（運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円）を含めて開示しております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
*1　運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
3．上記金額には消費税等は含まれておりません。

2．親会社に関する注記
親会社情報
ＳＧＡＭノースパシフィック株式会社（非上場）
アムンディ エス アー(非上場)

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	53,885	40,333
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,145	3,255
未払事業税等否認額	11,623	55,885
ゴルフ会員権評価損否認額	7,430	8,927
その他有価証券評価差額金	522	485
統合関連費用引当金繰入否認額	-	149,739
関係会社株式に係る評価損否認額	-	2,207
固定資産減損損失否認額	-	63,152
未払費用否認額	-	16,228
繰延税金資産小計	95,812	357,420
評価性引当額	△29,556	△357,420
繰延税金資産合計	66,257	-
繰延税金負債		
事業税還付未収金	△17,257	-
繰延税金資産の純額	49,000	-

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	40.69%
（調　　整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.02%	8.46%
住民税均等割	0.83%	0.28%
評価性引当額	△7.95%	40.36%
過年度法人税等還付額	△19.11%	-
過年度法人税等追徴額	0.84%	-
過年度法人税等	-	0.54%
税額控除額	△1.41%	△12.95%
その他	△0.55%	△0.08%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.36%	77.30%

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の額

（単位：千円）

	第28期 （平成21年3月31日現在）	第29期 （平成22年3月31日現在）
退職給付費用*1	1,333	20,900
その他 *2	44,588	50,386
合計	45,921	71,285

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。
*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）	第29期 （自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日）
1株当たり純資産額 2,553.60円 1株当たり当期純利益金額 90.81円	1株当たり純資産額 2,630.19円 1株当たり当期純利益金額 76.82円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 217,940千円 普通株式に係る当期純利益 217,940千円 期中平均株式数 2,400千株	1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 184,379千円 普通株式に係る当期純利益 184,379千円 期中平均株式数 2,400千株

（重要な後発事象）

第28期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

第29期
（自平成21年4月1日　至平成22年3月31日）

（企業結合等関係）

当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「CAAMJ」という）と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。

合併の理由：
両社の親会社（最終株主）の統合に伴うもの

合併の概要：
①　合併する相手先の名称：CAAMJ
②　合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。
③　合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。
④　合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。
⑤　資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。
⑥　効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。
⑦　財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。
⑧　合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

次へ

（参考情報）
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)貸借対照表

（単位：千円）

		第24期 （平成21年3月31日）		第25期 （平成22年3月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		626,501		1,391,318
前払費用		661,779		539,396
未収入金		17,590		19,701
未収委託者報酬		390,561		694,263
未収収益	*1	74,644	*1	66,270
繰延税金資産		372,728		555,962
立替金		29,494		28,307
未収還付法人税等		132,022		945
未収消費税等		45,403		-
その他		99		132
流動資産合計		2,350,826		3,296,298
固定資産				
有形固定資産				
建物付属設備　（純額）	*2	73,647	*2	59,837
器具備品　（純額）	*2	94,832	*2	72,213
リース資産　（純額）	*2	4,732	*2	3,753
有形固定資産合計		173,212		135,804
無形固定資産				
ソフトウエア		9,871		6,102
電話加入権		584		584
無形固定資産合計		10,455		6,687
投資その他の資産				
投資有価証券		19,036		11,041
長期差入保証金		248,007		181,948
長期前払費用		2,142		1,190
関係会社株式		10,000		-
繰延税金資産		586,032		-
投資その他の資産合計		865,218		194,179
固定資産合計		1,048,887		336,670
資産合計		3,399,713		3,632,969
負債の部				
流動負債				
リース債務		979		979
預り金		23,335		78,111
未払金		244,327		426,947
未払手数料		196,354		355,815
その他未払金		47,972		71,131

未払費用	214,655	272,678
未払法人税等	14,049	5,381
未払消費税等	-	25,477
前受収益	2,482,840	1,986,670
賞与引当金	31,450	44,412
役員賞与引当金	5,550	7,837
流動負債合計	3,017,187	2,848,496
固定負債		
リース債務	3,753	2,774
退職給付引当金	38,734	35,184
固定負債合計	42,488	37,958
負債合計	3,059,675	2,886,455
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	1,042,566
資本剰余金合計	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金	△352,446	△596,551
繰越利益剰余金	△352,446	△596,551
利益剰余金合計	△352,446	△596,551
株主資本合計	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,528	498
評価・換算差額等合計	△2,528	498
純資産合計	340,037	746,514
負債純資産合計	3,399,713	3,632,969

(2)損益計算書

（単位：千円）

		第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
営業収益			
委託者報酬		5,212,553	5,501,658
運用受託報酬		39,280	66,020
その他営業収益		322,292	239,738
営業収益合計		5,574,127	5,807,418
営業費用			
支払手数料		2,898,032	2,828,590
広告宣伝費		207,568	108,874
調査費		459,384	545,353
調査費		56,841	43,374
委託調査費		402,543	501,978
委託計算費		67,429	65,377
営業雑経費		526,385	397,290
通信費		291,586	190,936
保険料		5,458	4,334
印刷費		222,420	194,683
諸会費		6,919	7,335
営業費用合計		4,158,801	3,945,486
一般管理費			
給料		1,275,547	1,359,464
役員報酬		162,190	168,429
給料・手当		971,558	977,109
役員賞与		41,389	34,454
賞与		100,408	179,471
福利厚生費		191,728	182,419
退職給付費用		75,106	70,457
交際費		9,914	5,662
旅費交通費		39,269	33,323
不動産賃借料		215,350	214,021
修繕費		12,617	28,892
固定資産減価償却費		37,874	54,040
消耗器具備品費		49,031	18,892
専門家報酬		32,554	22,327
諸経費		52,741	49,844
一般管理費合計		1,991,735	2,039,345
営業損失（△）		△576,409	△177,413
営業外収益			
受取利息	*1	1,700	9

雑収入		4,937		11,807
営業外収益合計		6,637		11,816
営業外費用				
為替差損		3,362		2,029
投資有価証券売却損		8,152		1,474
営業外費用合計		11,514		3,503
経常損失（△）		△581,286		△169,099
特別損失				
固定資産除却損		1,062		1,090
前期損益修正		-	*1	24,134
違約金損失	*2	27,867		-
特別損失合計		28,929		25,224
税引前当期純損失（△）		△610,215		△194,324
法人税、住民税及び事業税		272		2,291
法人税等追徴税額		12,092		-
法人税等調整額		176,809		399,935
法人税等合計		189,174		402,227
当期純損失(△)		△799,390		△596,551

(3)株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	△ 500,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	△ 352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	352,446
欠損填補	-	△ 352,446
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	△ 352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	446,944	△ 352,446
当期変動額		

欠損填補	-	352,446
当期純損失　（△）	△799,390	△596,551
当期変動額合計	△799,390	△244,105
当期末残高	△352,446	△596,551
利益剰余金合計		
前期末残高	446,944	△352,446
当期変動額		
欠損填補	-	352,446
当期純損失　（△）	△799,390	△596,551
当期変動額合計	△799,390	△244,105
当期末残高	△352,446	△596,551
株主資本合計		
前期末残高	1,141,957	342,566
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純損失　（△）	△799,390	△596,551
当期変動額合計	△799,390	403,448
当期末残高	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△3,675	△2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	△2,528	498
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△3,675	△2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	△2,528	498
純資産合計		
前期末残高	1,138,281	340,037
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-

当期純損失　（△）	△799,390	△596,551
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	△798,243	406,476
当期末残高	340,037	746,514

重要な会計方針

項目	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正）)が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。	-

表示方法の変更

第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 （平成21年3月31日）	第25期 （平成22年3月31日）
＊1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益　53,765千円 ＊2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　13,594千円 器具備品　38,053千円 リース資産　163千円	＊1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益　19,874千円 ＊2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　31,104千円 器具備品　67,876千円 リース資産　1,142千円

（損益計算書関係）

第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
＊1 関係会社との取引 営業外収益 受取利息　1,671千円 ＊2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の撤回にかかる違約金です。	＊1 前期損益修正24,134千円は、グループ会社の決算調整により発生した過年度の通信費です。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年3月31日	平成19年6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式(注)	23,200	20,000	-	43,200
合計	23,200	20,000	-	43,200

（注）普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、平成21年6月30日の株主割当による新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1） リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

（2） リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年内	1,377千円
１年超	3,673千円
合計	5,051千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1） リース資産の内容

同左

（2） リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 3,214	千円 3,673

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年内	1,377千円
１年超	2,296千円
合計	3,673千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料　1,377千円 減価償却相当額 1,377千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料　1,377千円 減価償却相当額 1,377千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左

次へ

（金融商品関係）
第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
（追加情報）
当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1． 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社では、投資一任契約及び投資信託委託業務に係る投資運用業、投資顧問業、他の事業者の投資顧問契約及び投資一任契約の締結の代理又は媒介、自社の設定した投資信託受益権の募集、私募等にかかる第二種金融商品取引業、関係会社の行う投資助言業・投資運用業等の委託代行業務、有価証券に関連する情報の提供又は助言などを行っております。
これらの事業運営上で必要な資金は主に自己資金によって行っており、資金運用につきましては、短期的な預金によるものであります。
デリバティブ取引につきましては、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当社が保有する投資有価証券は、事業推進目的で保有しております。これらはそれぞれ金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。
未収委託者報酬、未収収益の回収までの期間はおおむね短期であり、これらのリスクは非常に低いものであります。長期差入保証金は、オフィスなどの賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。
未払金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらは、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規定を設けております。有価証券を含む投資商品の売買については、シードマネーガイドライン及びリスク管理基本規定に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項
平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,391,318	1,391,318	-
(2) 未収委託者報酬	694,263	694,263	-
(3) 未収収益	66,270	66,270	-

(4)　投資有価証券	11,041	11,041	-
(5)　長期差入保証金	181,948	122,223	△59,724
資産計	2,344,841	2,285,117	△59,724
(1)　未払金	426,947	426,947	-
(2)　未払費用	272,678	272,678	-
負債計	699,626	699,626	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金

これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、合理的に見積もった返還までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金、及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（単位:千円）	1年超（単位:千円）
現金・預金	1,391,318	-
未収委託者報酬	694,263	-
未収収益	66,270	-
合計	2,151,852	-

（有価証券関係）

第24期

1．その他有価証券で時価のあるもの　（平成21年3月31日）

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合 計		23,300	19,036	4,263

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
198,047	1,287	9,440

第25期

1．その他有価証券 （平成22年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	8,725	7,100	1,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,315	3,100	△784
合 計		11,041	10,200	841

2．当事業年度中に売却したその他有価証券 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
29,911	10	1,485

（デリバティブ取引関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用しておりましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 （平成21年3月31日）	第25期 （平成22年3月31日）
(1) 退職給付債務（千円）	△88,423	△122,543
(2) 年金資産（千円）	46,732	84,895
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	△41,690	△37,647
(4) 会計基準変更時差異の未処理額（千円）	2,955	2,462
(5) 貸借対照表計上額純額（3)+(4)（千円）	△38,734	△35,184
(6) 前払年金費用（千円）	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)（千円）	△38,734	△35,184

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
退職給付費用	75,106	70,457
(1) 勤務費用（千円）(注)	62,024	69,965
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額（千円）	492	492
(3) 臨時に支払った割増退職金（千円）	12,590	0

（注）確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第24期 （平成21年3月31日）	第25期 （平成22年3月31日）
1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳
繰延税金資産　（千円） 前受収益　1,010,267 繰越欠損金　173,408 その他　64,458 繰延税金資産小計　1,248,135 評価性引当額　289,373 繰延税金資産合計　958,761	繰延税金資産　（千円） 前受収益　808,376 繰越欠損金　440,631 その他　57,402 繰延税金資産小計　1,306,410 評価性引当額　750,447 繰延税金資産合計　555,962
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）
第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
（追加情報）
当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。
なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1.関連当事者との取引
（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメントエス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都 千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接 100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト

・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。

2．通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（3）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）
クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー（非上場）
クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1.関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アムンディ エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	投資顧問料の受取	51,464	未収収益	19,874

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ エス・エーに社名変更となりました。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	675,794	前払費用	506,300
									未払金	1,115
親会社の子会社	セジェスパ アイティ サービシズ	フランス、パリ市	4,064	ITエンジニア業	-	ITサービスの提供	通信費の支払	80,042	未払費用	36,779

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1.委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・インベストメント・ソリューションズに社名変更となりました。
3. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

アムンディ・グループ・エス・エー（非上場）
アムンディ・エス・エー（非上場）

(注)

1．クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・ エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・グループ・エス・エーに社名変更となりました。

2．クレディ・アグリコル アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・エス・エーに社名変更となりました。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 14,656円80銭 1株当たり当期純損失 34,456円47銭 1株当たり当期純損失の算定の基礎 損益計算書上の当期純損失 799,390千円 普通株式に係る当期純損失 799,390千円 差額 ― 期中平均株式数 普通株式 23,200株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	1株当たり純資産額 17,280円42銭 1株当たり当期純損失 15,588円78銭 1株当たり当期純損失の算定の基礎 損益計算書上の当期純損失 596,551千円 普通株式に係る当期純損失 596,551千円 差額 ― 期中平均株式数 普通株式 38,268株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
（重要な新株の発行及び資本金の減少）	（重要な株式交換）

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。

(1)募集等の方法

株主割当による新株の募集。

(2)発行する株式の種類及び数

普通株20千株

(3)発行価格

1株につき50千円

(4)発行価額

1,000,000千円

(5)発行価額のうち資本金へ組入れる額

500,000千円

(6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額

500,000千円

(7)申込期日

平成21年4月30日

(8)払込期日

平成21年6月30日

(9)資金の使途

財務状態の強化。

当社は、SGAMノースパシフィック株式会社(以下「NP」という)と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

(1)目的

日本におけるアムンディグループの子会社の再編のため、NPを当社の完全親会社とし、当社をNPの完全子会社とする株式交換を行う予定です。

(2)株式交換の方法及び内容

本株式交換に際し、NPは、新株発行として普通株式7,000株を発行し、当社の株主に対し、当社の発行済み普通株式総数43,200株につきNPの普通株式7,000株を割当交付する予定です。

(3)株式交換の効力発生日

平成22年7月1日

（重要な合併）

当社は、SGAMノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月

ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。

(1)資本金の減少の目的
資本金の金額を維持するため。

(2)資本金の減少の方法
発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。

(3)減少する資本金の額
500,000千円

(4)減資の日程
取締役会決議日
平成21年4月16日
債権者異議申述公告日
平成21年4月24日
債権者異議申述最終期日
平成21年5月24日
効力発生日
平成21年6月30日

20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

(1)合併する相手会社の名称
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「SGAM」という）

(2)合併する相手会社の主な事業内容
投資顧問に関する業務
証券投資信託の委託会社としての業務
その他上記の業務に付帯する業務

(3)合併する相手会社の規模
平成22年3月31日現在

営業収益：	5,022,343千円
当期純利益：	184,379千円
総資産額：	8,185,607千円
総負債額：	1,873,149千円
純資産額：	6,312,459千円

(4) 合併の効力発生日
平成22年7月1日

(5) 合併の方法
SGAMを存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併

(6) 合併後の会社の名称
アムンディ・ジャパン株式会社

(7) 財産の引継ぎ
当社は、平成22年3月31日現在の貸借対　照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併の効力発生日においてSGAMに引継ぐ予定です。

(8) 目的
平成21年12月31日にクレディ・アグリコルS.A. とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とSGAMは、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。

(9) 実施する会計処理の概要
本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成２１年6月２５日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士 男澤 顕

指定社員
業務執行社員　公認会計士 松木 克史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第２４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成22年６月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士 男　澤　顕　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAMノースパシフィック株式会社と平成22年４月30日に株式交換契約を締結し、平成22年５月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAMノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年４月30日に合併契約を締結し、平成22年５月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、平成22年7月1日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社とするとともに、本店所在地を変更いたしました。同日、これらの変更にともなう定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①名称　　株式会社りそな銀行

②資本金の額　　平成22年3月末日現在：279,928百万円

③関係業務の概要

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金	③事業の内容
株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	279,928百万円 70,000百万円 1,196,295百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
東海東京証券株式会社 むさし証券株式会社 ワイエム証券株式会社 浜銀TT証券株式会社※2 西日本シティＴＴ証券株式会社	6,000百万円 5,000百万円※1 1,270百万円 3,307百万円 1,575百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※1 平成22年5月6日現在

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社は以下の業務を行います。

①信託財産の保管・管理
②信託財産の計算
③信託財産に関する報告書の作成
④その他上記の業務に付随する一切の業務

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（参考情報）

再信託受託会社の概要

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	平成22年3月末日現在 51,000百万円
資本構成	株式会社りそな銀行　33.33% 住友信託銀行株式会社　33.33% 中央三井トラスト・ホールディングス　33.33%
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社は以下の業務を行ないます。

①募集・販売の取扱い
②受益者に対する一部解約請求に関する事務
③受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
④受益者に対する運用報告書等の交付
⑤その他上記の業務に付随する一切の業務

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【その他】

(1)金融商品取引法第13条の規定に基づき作成する目論見書を「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用する場合があります。
(2)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類および属性区分等を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
(3)請求目論見書の巻末に約款の全文を記載します。
(4)交付目論見書の運用実績は適宜更新することがあります。
(5)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問い合わせ先）にて入手・閲覧することができます。

お問い合わせは
アムンディ・ジャパン株式会社 まで
お電話によるお問い合わせ先　：お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
インターネットでのお問い合わせ先：ホームページアドレス：www.amundi.co.jp

独立監査人の監査報告書

平成22年1月22日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）の平成21年6月1日から平成21年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）の平成21年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成22年7月23日

アムンディ・ジャパン株式会社
（旧会社名ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社）
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）の平成21年12月1日から平成22年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）の平成22年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社（旧会社名 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２１年６月１６日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御中

監査法人 ト ー マ ツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士　後 藤 順 子	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士　鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第２８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成２２年６月１４日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　鈴 木 吉 彦　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山 田 信 之　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第２９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成２２年４月３０日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。